



幼児の運動的遊戯に就いて

東京女高師附屬小學校 寺谷朝藏

近來都會地に於ては、幼稚園に行かないで小學校に入學する兒童が殆んど一人もない位になりました。それは丁度小學校を終へないで中等學校に行く兒童が一人もなくなつたかの如き盛況であります。中等學校の成績が小學の成績を基礎にして行はなければならぬと云ふことを肯定するならば、入學前の生活、成績即ち幼稚園の教育を無視して小學校の教育が健全なる發達を遂げ様筈はありません。吾々初等教育者は過去に於て（否現在に於ても）中等教育が餘りに小學教育を無視してゐる點を難じこれを慨歎した、即ち中等教育は餘りにも主智的であり注入的であると、併しその言葉は應て幼稚園教育者より吾々に贈られんとしてゐるではありませんまいか。それ程最近都會地の幼児教育は進んで來たてはありますまいか。

故に吾々幼稚園に對しては全々白紙の者でも、やがてこの學舎の卒業者を迎へて教育すべき責任上その希望なり、方法上の問題を述べても必ずしも徒爾でないと思ふのであります。勿論經驗も何もありません。その希望なり考へが正しいか否かは直ちに斷言出來ませんが妥當であれば幸ひです。

二

人性の發展に當り利用すべき第一の方便は、其の活動性[○]にあり、自然及び人類は本來常に活動せるものなれば、所謂發展とはこの活動[○]を適當に指導し、正當なる發達[○]を遂げしむるの謂に外ならない。幼兒の活動は最も多く遊戯に於て表はれ遊戯によつて兒童はその本性を最もよく現示し遊戯の中にその將來の運命を藏するものなれば、教育はこの遊戯を導きて次第に業務に至らしむるによりて始めて完成せらる。幼兒教育の原理は恐らくこの原理に基いてゐるものと思はれます。即ち幼稚園は單に幼兒を監護するばかりではなく遊戯を以てよく幼兒の性質に應じた活動をさせ、彼等の活動性の満足と共に身體[○]を強壯にし、手指及覺官を練り、其の觀察力構成力等を高めなければならぬと云ふのでありませう。即ちフレーベルの『教育は本來善良なる人の神性を圓滿に發展し、之れを導きて自然と和し、神と一致せしむるに至らしむるを以て其の任務とす』といふ思想によるのであります。幼稚園に於ける仕事の大部分である遊戯を分ちて(一)運動的遊戯(二)作業的遊戯とし、前者は戶外に於て行進、跳躍、舞踏等をなし、(これに結合して唱歌を練習し)後者は庭園の草木培養と、卓上に於ける恩物使用の遊戯とするのであり

ます。私の次に述べ様とするのはこれ等幼児保育の幾分を受持つ、運動的遊戯についてであります。

以上の如き原理に基づいて幼児體育指導の目標を述べると次の如きものではありませんまいか。

(1) 身體の柔軟性を保持せしめ、後に至りて矯正運動の必要を防ぎ、又はこれを少なからしめること。

(2) 用心深いこと、注意、獨立行動、豫期せざる指揮に對する敏速な應答を獎勵すること。

(3) 大なる活動に依り呼吸及び循環作用を刺戟し、健全な發育を助成すること。

(4) 快活、陽氣、不屈、獨立の精神を鼓舞すること。

而して小學校へ來る頃には善良(嚴密ならず)なる直立姿勢に對して相當の練習が積まれ、行進、駈歩、舞踏、行進、跳躍の如き動作に於て一定の旋律を保持し、遊戯に於ける公正なる態度の基本を領解せしめたいと思ふ。

三

然らば運動遊戯その他の材料には如何なるものが適當でありませうか。材料を選択するには如何なる標準によるべきかと云ふのであります。彼等の一般心身狀態及び諸本能がこれに形式を與へるため、各年齢によつて變化するのでありますが、幼兒には模倣遊戯、想像遊戯が主として行はなければなりません。即ち模倣想像遊戯に關係したものの、中から適當なものを比較的多く選擇しなければなりません。

今私の考へる一般的基準を申述べると次の様であります。

A 體操及び姿勢

1 姿勢

(イ) 跪坐 踵の上に坐す。

(ロ) 脚伸坐姿勢 兩脚を揃へ膝を伸ばして前に出し、脊を眞直にして坐す。(この姿勢は支持することが困難であるから長く保たせてはよくない。)

(ハ) 開脚伸坐姿勢 これは前者と同様にして開脚するのである。

(ニ) 休息開脚伸坐姿勢 前記の休息として兩手を兩側床上に置き、膝を僅かに屈げるのであります。

以上は直立姿勢以外の特別なものに就て述べたのであります。この外種々あること、思ひます。

2 體操

(イ) 軀幹運動

全脊柱の下屈運動

幼兒の體操教授の主要目的は骨格の柔軟性と、運動の範圍を増加する點てなければなりません。この軀幹前屈運動は、年長兒よりも幼兒に容易でありますから活潑な動作を要求しても差支ないのであります。運動に於ける始の姿勢として直立又は脚伸坐姿勢を用ふるときは脚を十分に伸ばさせなければなりません。

(ロ) 平均運動

脚を後に屈げ足を支ふ 片膝を十分に屈げて足を後に挙げ、片手にてその足の甲を支持させるのであります。教師の眞似をさせた方がよいと思ひます。

糸を針に通す 両手を體前にて組み、片脚を舉げて、今兩手で作つた輪に入れ、下屈して其の足にて立ち、同じく他の足も通す、又これを反對に行ふのであります。(平均運動として許りてなく腹の運動にもなります。)

シーソー 二人宛向ひ合つて手を取る、一人がシカと立つて支へ、他の一人は膝を深く屈げ、次に反對に之を繰返す。一人が下になれば一人は立つ、熟練すれば二人同時に働く様にする。

(ハ) 跳躍運動其他

兎ホツブ 兩膝を深く屈げ、兩手を兩膝の間にして床上に置く、次に兩手を前に進め、少し跳ねて兩足を兩手に近づける。この二つの動作を早く續けて行ふのであります。

カンガルー跳躍 足を閉ぢ兩手を揃へて胸の前にし指は前方を指す、次に膝と腰とを少し屈げ手と足の位置を保ちつゝ前に跳び出来るだけ長いバウンドをさせるのが目的であります。

熊の歩行 又は龜の歩行

手と足にて歩行させます。體を低くして四肢を交互に伸ばすのでありますがこの四肢を十分に屈伸す

る點に目的があるのであります。

(二) 伸 臂

伸臂運動 伸臂運動に於ける主要點は伸張に對する努力であります。臂上伸では身體全部を伸ばす心持で行はせ、側伸運動にては胸を横に伸ばす様に感じさせなければなりません。

3 遊 戲

(イ) 模倣遊戯

鳥。猫と鼠。蝸牛の迷路。馬の早足。汽車ごっこ。人形遊び。自動車ごっこ等（其の他彼等の生活を注意すれば反射的の模倣あり、有意的の模倣あり、種々の形式によつて現はれるのであります）
體育的に効果のあるものを列記したのであります。

(ロ) 想像遊戯

砂場遊び。

(ハ) 動作遊戯（唱歌遊戯）。説明を省略することに致します。

四

以上材料とすべきもの 一端を述べた心算ですがさて然らばその方法はと云ひますに、前にも申し述べた通り、只監護ではなく或程度迄は積極的に交渉したいと思ひます。幼兒の身體練習案の一般的にも

のを英國の例に就いて見ると次の様であります。

(六才兒)

- 1 自由遊戯
- 2 合圖にて沈黙(直立姿勢)。
- 3 自由動作。隊形。呼吸運動。
- 4 軀幹運動。
- 5 臂の運動。
- 6 平均運動。
- 7 行進、駈歩及び跳躍。
- 8 遊戯。
- 9 靜かに終る。

併しこゝに掲げた様な運動順序を常に嚴守する必要はなく、時によつて自由に變化して然るべきだと思ひます。實際方法には各々獨特の立場に立つて色々の方法に依られるものと思はれますが實施の際特に注意すべき諸點を述べて見たいと思ひます。

- 1 幼兒をして出来るだけ高く跳び、出来るだけ自由に走る様努力させなければならぬこと。

(五才兒)

次の相違點の外凡て六才兒に同じ。

- 1 一定の練習及直立姿勢なし。
- 2 最後の學期に於てのみ呼吸運動。
- 3 一定の臂の運動無し。

2 運動の自由を拘束する様なことなきこと。

幼児は自由遊戯に於ては考へらるゝ程疲勞するものではなく、寧ろ拘束によつてより大なる疲勞を來すものである。

3 運動は一般的に活動、動作の次第増加を主要點とし、正しき微細な事柄に就いては必ずしも要求しないこと。

4 各動作に於ける一定の目的を示して其の助とするがよい。例へば軀幹運動に於て「何かに觸れる様にせよ」「何かを見よ」と注意し、臂の運動に於ては「出来るだけ高く」「側の何に觸れる様にして見る」と暗示を與へるがよい。

5 直立姿勢は先づ基本的要點より修練し始めなければならぬ。即ち

a. 膝を眞直に伸ばす。

b. 上體を直くす。

c. 肩を下げ、軽く後方に引き、前方を左右平等にす。

6 規定ある遊戯は如何に簡單なりとも、幼児が規則を諒解してこれを守り得るに至らなければ課してはならない。

7 想像を刺戟するものについては取扱上大いに注意しなければならない。一、二の例を示せば次の通りである。

a. ボールのつもりになつて出来るだけ高くバウンドしなさい。

b. 家鴨のつもりになりなさい。兎のつもりになりなさい等。

c. 燕になつたつもりでちやりなさい。

8 模倣と號令による方法を加味すること。例へば

a. 斯ふして跳びませう。

b. 臂をかふして伸ばしませう等。

9 音樂の利用を行ふこと。(説明を省略す)

10 反復練習を重んずること。

幼兒が反覆を喜ぶことは、凡ての教師の知つてゐる所であります。この事實に即して十分反覆練習させなければなりません。只併し不意の場面を設けなければならぬ事に注意しなければならぬと思ひます。

この外形問題とかその他色々重要な問題が取残されてゐることを知つてゐます。併しこの上述べる紙數と經驗とをもちませぬ。

尚、滑り臺、ブランコ、シーソー、枠のぼり、動跳臺等、器械それ自身が有する目的のために使用する器具に對しても同様説明を省略させて頂きます。杜撰なまゝを述べました。

以上